

## 豊川市空家等対策に係る協力事業者登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空家化の予防、空家等の適切な管理又は利活用（以下「空家等対策」という。）に関する業務の提供ができる事業者の情報の登録を行い、その情報を公開し、空家所有者等に提供することにより、空家等対策に取り組む情報環境を整え、空家等対策の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等
- (2) 空家所有者等 空家等の所有者又は管理者
- (3) 協力事業者 空家等対策に関する業務等を提供できる事業者として、協力事業者名簿に登録した者  
(協力事業者の資格要件)

第3条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 提供できる業務等に関して必要な免許等の取得及び登録を行っている者
- (2) 県内に事業拠点を置く者
- (3) 過去5年以内に法令等による処分を受けていない者
- (4) 豊川市税又は所在市町村の市町村民税等を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていない者

### (協力事業の種類)

第4条 協力事業者として登録する事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等の管理
- (2) 空家等の処分
- (3) 空家等の利活用
- (4) 空家等に関する総合相談
- (5) その他空家等対策に関する事業として市長が認めるもの

### (登録の申請)

第5条 協力事業者として登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は豊川市空家等対策に係る協力事業者登録申請書（様式第1号）に次の書類を

添えて市長に申請するものとする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の書類では、前条の規定に該当するかどうか判断できないときは、市長は申請者から聴取りを行うことができる。

(情報の登録)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、第3条の規定に該当するかを審査し、適当と認められるときは申請者に豊川市空家等対策に係る協力事業者登録通知書(様式第3号)を交付するとともに協力事業者名簿に登録し、適当でないとしたときは豊川市空家等対策に係る協力事業者登録却下通知書(様式第4号)を交付するものとする。

2 協力事業者名簿の有効期間は、登録通知した日から2年を経過した日の直近の3月の末日とする。

(協力事業者名簿)

第7条 協力事業者名簿には、次に掲げる内容を記載する。

(1) 事業者及び代表者名

(2) 空家等対策に関する提供業務等の種類

(3) 事業者の連絡先等

(4) その他市長が必要と定めるもの

2 協力事業者名簿に登録した内容は公開する。

(登録内容の変更)

第8条 協力事業者は、登録内容に変更が生じたときは登録内容変更届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の更新)

第9条 協力事業者は、登録した有効期間の更新を受けようとするときは、有効期間満了の日の30日前までに登録更新申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。この場合において、第3条の規定に該当しているときは、有効期間の満了の日を2年延長する。

(登録辞退の届出)

第10条 協力事業者は、要件を欠くにいたるとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに登録辞退届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する内容に該当しなくなったとき

(2) 虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき

- (3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行ったとき
  - (4) 不要な業務の強要を行ったとき
  - (5) 故意に見積もりの金額等を偽ったとき
  - (6) 著しく不適當な料金設定を行ったとき
  - (7) その他業務が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき
- 2 登録を取り消すときは、豊川市空家等対策に係る協力事業者登録取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（情報提供の方法）

第12条 協力事業者名簿は、市のホームページで広く周知を図るとともに、空家所有者等の求めに応じて情報提供する。

（協力事業者の責務）

第13条 協力事業者は、空家等対策に関する業務等の提供及び当該業務に関する相談について、誠実かつ適切に対応するとともに、市長が求めたときはその状況を報告するものとする。

（空家等対策に関する業務等の提供に係る協議等）

第14条 空家等対策に関する業務等の提供の内容、料金その他必要な事項については、協力事業者と空家所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。